

## 民活提案型雪堆積場管理業務の募集について

旭川市土木部が所管する民活提案型雪堆積場管理業務について、募集に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）を次のとおり公募する。

令和7年9月1日

旭川市長 今津 寛介

### 1 公募受付担当部局

住所 〒070-8525  
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎 4階  
旭川市 土木部 雪対策課  
電話 0166-25-6225（直通）  
FAX 0166-24-7010  
E-mail yukitaisaku@city.asahikawa.lg.jp

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称)民活提案型雪堆積場管理業務委託
- (2) 業務内容 提案した雪堆積場について、一括して全ての管理を行う業務
- (3) 履行期間 令和7年12月1日から令和8年3月31日まで（予定）

### 3 参加資格要件

参加希望者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市建設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格に登録し、入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から「令和7年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 旭川市内に本社、支社、支店、営業所等がある者

- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止されていない者
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び次に掲げる者ではないこと。
  - ア 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - イ 本募集に参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
  - ウ 本募集に参加する個人から本市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

上記要件の他、「提案を行う者の要件」及び「提案する用地の要件」等については「民活提案型雪堆積場管理業務募集要領」による。

#### 4 申請書、募集要領等の交付期間及び方法

民活提案型雪堆積場管理業務募集要領及び様式等（以下「募集要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市土木部雪対策課のホームページからのダウンロードにより交付する。（ただし、1の場所での交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）ホームページURL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/448/449/d071444.html>

トップ > くらし > 水道・除雪・土木 > 雪対策・除雪 > 雪 > 民活提案型雪堆積場管理業務の募集

#### 5 参加手続等

(1) 「令和7年度民活提案型雪堆積場管理業務提案申請書」等の提出

参加希望者は、同申請書及び募集要領等に基づいて作成した「提案書」等をおり提出しなければならない。

ア 提出期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで。

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

提出時間 午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参により受け付ける。

なお、提案書等の内容を説明できる者が必ず持参すること。

また、郵送等による提出は認めないので注意すること。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 申請以降、参加資格要件等を満たしていないことがわかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 募集要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、提案書作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 7 提案の審査等

### (1) 審査

土木部競争入札等選考委員会において、募集要領等に基づいて提出された「提案書」等の審査を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者を決定する。

### (2) 審査終了予定日 令和7年10月14日

### (3) 通知

受託候補者については、「民活提案型雪堆積場業務提案採用候補地決定書」により通知する。また、受託候補者と決定しなかった提案者に対しては、その旨を通知する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金 要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条各号の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要する。

### (4) 支払条件 3回（1月、2月、3月）、後払いとする。

## 9 その他

(1) 詳細は、「民活提案型雪堆積場管理業務募集要領」、「提案書作成の留意事項」等による。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 提案書等に関するヒアリングは行わない。
- (4) 参加表明及び計画の提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書等は、返還しない。
- (6) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本業務の目的以外の用に使用しない。
- (7) 市は、手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (8) 市は、提案者から提出された提案書等について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。